

特別講演「小児栄養管理 過去・現在・今後」

～ 栄養支援により子どもたちの Wellbeing と 子どもまんなか社会を実現する ～

講師 大阪母子医療センター
臨床検査科 位田 忍先生



＜小児の特徴＞こどもの栄養管理の目的は、生命の維持に加え、良好な発達と身体的成長をめざし、心身ともに健康なWellbeingな生活が送れるように支援することにある。こどもは、「成長・発達」し、養育者からの保護が必要な「受動的」な時期の後、身体的にも精神的にも「自律・自立」し成人になる。脳の栄養とくに脳発達や成長に必要な栄養素があり、この成長発達に栄養の量と質が大きく関与することもわかってきた。新生児期、乳児期、幼児期、学童期、思春期、青年期にそれぞれ栄養学的にも特徴があり、こども特有の病態がある。こどもの育つ場所として家族、学校、地域社会があり、そこでの教育(知育、徳育、体育とその基礎になる食育)によりこどもは生きる力を育む。こどもは大人のミニチュアではなく、「小児」自体を病態として捉え、正しく認識される必要がある。

＜子どもの成長・発達・Wellbeingを支える法律と子どもを取り巻く環境の変化＞こどもはいろいろな法律によって守られてきた。児童福祉法、予防接種法(予防接種が確立)、母子保健法(母子保健、健康手帳等が整備)により、妊産婦死亡率は世界でも有数の低率となった。しかし急速な少子化の進展、成育過程にある者およびその保護者並びに妊産婦を取り巻く環境の変化やその需要の変化等により、様々な課題が発生してきたことから、2018年に成育基本法が成立した。成育基本法は、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」である。管理栄養士・栄養士は医療のパートナーとして位置づけられている。その後2022年のこども基本法により、2023年にこども家庭庁が発足された。

12月に出されたこども大綱のライフステージを通じた重要事項として、「こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供」「障害児支援・医療的ケア児等への支援」がある。また、こども大綱における目標・指標として、「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合(目標値 現状維持97.1%)、「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合(目標値 70%)、「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合(目標値 90%)などがある。

＜年齢別の栄養課題と解決に向けての取り組み＞(1)新生児期・乳児期の栄養：低栄養が、成長障害(脳のDNAの量と頭囲の減少)、知能低下を招く。18ヶ月ぐらいまでの低栄養は回復しなければ影響が続く。頭囲の計測が重要。成長曲線を活用すること。(2)幼児から学童期の栄養障害(低身長)：低身長に関しては早寝早起き朝ごはんが基本。食事のPFCバランスを整える。(3)小児肥満への対応：小学校低学年の気づきが非常に重要。学童の肥満は約40%が成人肥満に移行する。(4)思春期・性成熟期の栄養支援：思春期女性の痩せは低出生体重児のリスクを高める。思春期に正しい体重の知識を持つ、身体活動に十分なエネルギーを摂る。(3)(4)についてはヘルスリテラシーの確立をめざす。

＜小児栄養分野管理栄養士・栄養士 ～優れたQOLサポーターになるために～＞小児の栄養に係る者は、良好な成長と発達が獲得できるように「栄養」を提供し、特に「食」の専門家である管理栄養士・栄養士は栄養支援の仕上げをする役割があり、小児栄養管理に不可欠なサポーターである。小児栄養を理解している管理栄養士・栄養士が、様々な場面で家族を支援し、力を発揮することで、こどもまんなか社会の実現と、こどもや若者がWellbeingであることに寄与できる。

(文責 学校健康教育 松田由紀恵)